

第1章 計画策定にあたって

第1節 策定の趣旨

わが国は、生活環境の改善や医学の進歩などにより平均寿命が著しく伸び、「簡易生命表」（厚生労働省公表）によると、平成25年の平均寿命は男性80.21歳、女性86.61歳となり、世界有数の長寿国となっています。

また、「日本の将来推計人口」（平成24年国立社会保障・人口問題研究所公表）によると、平成47年（2035年）には国民の3人に1人が、平成72年（2060年）には国民の約2.5人に1人が65歳以上の高齢者になると推計されています。

高齢化の進展や、一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の増加、更には認知症高齢者の増加などにより、支援や介護を必要とする高齢者も増加するものと予想されます。

そのため、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、高齢者のニーズに応じて、医療、介護、予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の考え方に基づく取り組みを進める必要があります。

「高齢者保健福祉計画」は、長寿社会にふさわしい高齢者保健福祉をいかに構築するかという極めて重要な課題に対して、市が目指すべき基本的な政策目標を定め、その実現に向けて取り組むべき施策を明らかにすることを趣旨とする計画です。

また、「介護保険事業計画」は、高齢者保健福祉計画に含まれるものとして、地域の要介護者等の尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を計画的に実現するために定める計画です。

両計画のこうした趣旨を踏まえ、高齢者の保健福祉に関連する施策を総合的に進めるため、平成27年度からの新たな「高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」を策定します。

第2節 計画の位置付け

1 法的根拠

老人福祉計画については、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8において、「市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業の供給体制の確保に関する計画（老人福祉計画）を定めるものとする」と規定されており、この趣旨を踏まえ策定するものです。

なお、従来老人保健法に基づく老人保健計画については、同法が平成20年に高齢者の医療の確保に関する法律として施行されたことにより、老人福祉計画と一体として策定する義務はなくなりましたが、当市では、高齢者の健康の維持・増進を図る目的から、引き続き老人保健施策も包含した「高齢者保健福祉計画」として策定します。

また、介護保険事業計画については、介護保険法（平成9年法律第123号）第117条において、「市町村は、（厚生労働大臣が定める）基本指針に即して、3年を1期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画を定めるものとする」と規定されており、この趣旨を踏まえ策定するものです。

2 他の計画との関連

本計画は、将来のまちづくりについて定めた「登別市総合計画」の中の“やさしさと共生するまち”をテーマとする保健・医療・福祉に関する各施策と調和を保つように策定します。

また、北海道の「高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画」との整合性にも配慮して策定します。

第3節 計画の期間

計画期間は平成27年度から平成29年度までの3か年です。平成12年度を初年度とする第1期計画以降、今回が第6期目の計画となります。

＜計画期間＞

年度	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29
第5期 (前期)						
第6期 (今期)						

第5期までの計画は、団塊の世代が全て65歳に達する「平成27年（2015年）の高齢者介護の姿」を念頭に置いて策定してきました。

第6期計画は、団塊の世代が75歳以上となり介護が必要な高齢者が急速に増加する平成37年（2025年）に向けて、医療、介護、予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の構築に取り組むという考え方に基づき策定します。

第4節 計画策定体制

1 策定体制

広く市民の意見を反映させるために関係団体からの推薦者や一般公募の方により構成された「登別市介護保険運営協議会及び高齢者保健福祉計画検討会議」を組織し、計画内容について、審議していただきました。

2 日常生活圏域ニーズ調査の実施

高齢者の日常生活の課題や生活実態に合ったサービスニーズを把握し、本計画を策定する基礎資料とするため、次の要領でアンケート調査を実施しました。

（1）調査対象

平成26年3月1日現在、登別市に住民登録をしている65歳以上の一般高齢者（非認定者）及び要支援認定者の計1,960名。

第1章 計画策定にあたって

- ① 65歳以上の一般高齢者は、日常生活圏域（登別東部、登別中部、登別西部の3つの地域）、男女別に人口比率に応じ、無作為に抽出した1,000名。
- ② 要支援認定者は、介護予防認知症対応型共同生活介護・有料老人ホーム等入居者及び医療機関に入院中の方を除いた960名。

【日常生活圏域】

圏域名	対象となる町	地域包括支援センター名	所在地 (電話番号)
登別東部	カルルス町、上登別町、 登別温泉町、中登別町、登別東町、 登別本町、登別港町、富浦町、 幸町、札内町、新栄町、幌別町、 中央町、千歳町、常盤町、来馬町	あおい (愛桜)	登別東町 3-1-2 (83-0511)
登別中部	柏木町、富士町、片倉町、新川町、 鉦山町、川上町、桜木町、緑町、 青葉町、大和町、若山町、富岸町	ゆのか	片倉町 6-9-1 (88-2106)
登別西部	新生町、栄町、若草町、美園町、 上鷺別町、鷺別町	「けいあい」	鷺別町 2-32-1 (82-5005)

(2) 調査方法等

- ① 調査期間 平成26年4月1日から4月25日まで
- ② 調査方法 郵送による配布・回収を行ったうえ、返送のなかった対象者へ訪問回収を実施

(3) 調査項目

厚生労働省が示す「日常生活圏域ニーズ調査」調査票の項目を使用し、「家族や生活状況」、「介護・介助の状況」「運動・閉じこもり」、「転倒」、「口腔・栄養」、「物忘れ」、「日常生活」、「社会参加」、「健康」などについて調査しました。

アンケート調査の結果を第2章に掲載しています。

(4) 回答状況

配布数	1, 960件
回収数	1, 675件
有効回収数	1, 666件
有効回収率	85.0%

(5) アンケート調査の集計

アンケート調査の結果では、有効回収数に対して、それぞれの回答の占める割合を示しています。

その割合については、小数第2位を四捨五入しているため、単数回答（複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式）であっても、合計値が100.0%にならない場合があります。

また、複数回答（複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選ぶ方式）の設問の場合、合計が100.0%を超える場合があります。